

旧計量検査所活用事業における優先交渉権者の 選定結果を公表します

川崎市は、令和 8 年 3 月 1 2 日（木）に公募型プロポーザル方式で事業実施者の募集を行った、旧計量検査所（川崎区）の土地及び建物を活用した事業について、このたび、優先交渉権者を決定しました。これに併せ、審査講評を公表します。

本事業は、民間事業者のノウハウ等を生かし、地域の魅力向上や住環境の向上につなげることを目的としており、応募事業者による提案内容を学識経験者等で構成する「財政局民間活用事業者選定評価委員会」において審査し、その選定結果等を踏まえ、優先交渉権者を決定したものです。

1 事業名称

旧計量検査所活用事業（所在地：川崎市川崎区藤崎 3 丁目 7 1 番 1 2）

2 優先交渉権者

社会福祉法人 tomoni plus（所在地：愛知県名古屋市熱田区一番 2 丁目 1 2 番 2 0 号）

3 優先交渉権者の総合評価点

5 8 3 点（満点：1, 0 0 0 点）

4 優先交渉権者の提案事業期間

2 0 年間（定期建物貸借契約）

5 次点交渉権者

他の応募者無し

6 事業提案の概要

『『まなぶ』、『はたらく』そして『つながる』』を基本コンセプトとして、障がい者の就労支援事業を中心に不登校児童を対象としたフリースクールや地域交流スペースを併設することで、子ども、高齢者、障がい者が自然に交流できる複合施設を整備する。

1 階部分 フリースクール／プログラミング教室等／多世代交流を目指した地域交流スペース

2 階部分 就労継続支援 B 型作業所（グラノーラ等の食品加工作業等を想定）

7 審査講評

下記 URL を御参照ください。

https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/cmsfiles/contents/0000190/190207/20260925_2sinnsakouhyou0925.pdf

8 今後の予定

基本協定締結 令和 8 年 1 0 月以降

事業の開始時期 令和 9 年度以降

問合せ先

川崎市財政局資産管理部資産運用課 白須

電話 0 4 4—2 0 0—2 0 8 4

内線 2 4 5 0 1

旧計量検査所活用事業の事業実施者を募集します

旧計量検査所（川崎区）は昭和 6 0 年 4 月 1 日に建築され、約 4 0 年にわたり、適性計量業務に活用されてきましたが、施設老朽化及び事業縮小に伴い、新本庁舎設置の機会を捉え、令和 6 年 2 月に御幸ビルへ機能移転し、未利用状態となりました。

本市の厳しい財政状況に配慮しつつも、旧計量検査所の土地及び建物（以下、「旧施設等」という。）を有効に活用し、地域の魅力向上や住環境の向上につながる活用を行うため、事業実施者を募集します。

1 物件の概要

- (1) 土地の概要 : 所在地 川崎市川崎区藤崎 3 丁目 7 1 - 1 2
面積 6 2 8 . 9 5 m²
- (2) 既存建築物の概要 : 構造 鉄骨造陸屋根 2 階建て
規模 延床面積 5 1 3 . 3 3 m²

【旧計量検査所の外観】



2 事業スキーム

- (1) 旧施設等の所有権は市が保持したまま、定期建物賃貸借契約により旧施設等を事業実施者へ貸し付けます。
- (2) 事業実施者は、自らの資金において旧施設等に対し事業の実施に必要な改修等を加え、施設を整備します。
- (3) 事業実施者は、整備した施設を維持管理・運営し、提案した事業を実施します。

事業方式	定期建物賃貸借契約
内容	施設整備、維持管理・運営
貸付期間	事業期間を 2 0 年程度とし、前後に工事等に係る準備期間等を加えた期間
募集方式	公募型プロポーザル方式

3 スケジュール

募集要項等の公表	令和 8 年 3 月 1 2 日（木）
参加表明書類の提出締切	令和 8 年 4 月 1 7 日（金）
企画提案書類の受付期間	令和 8 年 5 月 2 9 日（金）
提案審査（ヒアリング審査）	令和 8 年 7 月下旬
審査結果の決定・公表	令和 8 年 7 月下旬

※詳しくは募集要項等で御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000185372.html>

問合せ先
川崎市財政局資産管理部資産運用課 水嶋
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 0 8 4